

神奈川歯科大学同窓会選挙管理委員会規定

第 1 章 総 則

第 1 条 (目的)

この規約は、神奈川歯科大学同窓会会則第 10 条の規定に基づき、役員に関する選挙を定めるものとする。

第 2 条 (選挙事務の管理)

この規則において役員選挙に関する事務は、選挙管理委員会が管理する。但し、議場における選挙の執行は、代議員会議長(以下議長という)の指揮下に入る。

第 3 条 (選挙管理委員会)

1. 選挙管理委員会は委員 5 名をもって組織する。
2. 委員は、第 4 条に規定する選挙権及び被選挙権を有する者の中から代議員会の議決による指名に基づいて会長が委嘱する。
3. 委員の任期は、3 年とし、委嘱された年の 4 月 1 日をもって始期とする。
4. 前項の規定にかかわらず、委員は任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。
5. 委員は、本会役員及び代議員を兼ねることはできない。
6. 委員は、在職中第 19 条に規定する役員候補者となり、または第 20 条に規定する候補者を推薦することができない。
7. 選挙管理委員会の委員長及び副委員長は、その委員の互選による。

第 4 条 (選挙権)

選挙権は、民法第 51 条 2 項の規定により作成した選挙前日 2ヶ月前の代議員会議員名簿を用いるものとする。

第 5 条 (被選挙権)

役員の新選挙権は、入会後選挙の日において正会員として引き続き 2 年以上経過した者でなければ被選挙権を有しない。

第 6 条 (選挙権名簿の閲覧)

第 4 条の規定により選挙権及び被選挙権を有する者は、前条の名簿を閲覧することができる。

第 7 条 (選挙の方法)

1. 選挙は投票により行う。但し、出席者の 3 分の 2 以上の同意のあるときは、別途の方法を決めることができる。
2. 投票は 1 人 1 票とし、委任状は認めない。投票数の同じ時は、抽選で当選を決める。

第 8 条 (会場の閉鎖)

議長は選挙開始を宣告すると同時に議場の出入口を閉鎖し、選挙権を有する出席者の数を確認しなければならない。

第 9 条 (投票立会人及び開票立会人)

議長は、出席代議員の中から投票及び開票立会人 5 名を議長が指名し、又は代議員の互選により決定した者を投票及び開票に立合わせなければならない。

第 10 条 (投票用紙の手交)

役員選挙の投票用紙は、投票所において選挙管理委員から選挙権者に手交する。

第 11 条 (投票箱の閉鎖)

1. 選挙管理委員長は、投票が終わったときは、その旨を議長に報告し、議長は投票終了を宣言してから投票箱を閉鎖させる。
2. 前項の宣告があった後は、投票を許さない。

第 12 条（開票）

1. 選挙管理委員は、投票箱を開き投票の総数と投票者の総数を計算する。
2. 選挙管理委員長は、投票の内容を調査し、得票数を確認して議長に報告する。
3. 前項において無効投票の判定については、選挙管理委員会は、開票立会人の意見を聞かなければならない。

第 13 条（無効投票）

次の投票は、無効とする。

1. 正規の投票用紙を用いないもの。
2. 候補者を対象として選挙を行ったとき、候補者以外の氏名を記載したもの。
3. 投票の場合に複数名の氏名を記載したもの。
4. 被選挙権のない者を記載したもの。
5. 他事を記載したもの、ただし、敬称の類はこの限りでない。
6. 何人を記載したかを確認し難いもの。

第 14 条（当選者）

有効投票中次の得票数をもって当選者とする。

1. 会長選挙の場合は、選挙権者の3分の1以上の得票者。

若し、選挙権者の3分の1以上の得票者がないときは、得票の多き者2名につき、選挙権者の3分の1以上を得るまで繰返して投票を行う。但し、監事の選挙の場合は、高点者より順次得票順に当選者とする。

第 15 条（当選者の決定と報告）

議長は、第 12 条 2 項の規定により、選挙管理委員長から報告を受けたときは当選者を決定し、直ちに議場及び会長に報告しなければならない。

第 16 条（当選者の掲示）

前条の報告を受けた会長は、これを公示板に掲示しなければならない。

前項の掲示は、役員就任の日まで掲示するものとする。

第 17 条（選挙録の提出及び保存）

1. 選挙管理委員会は、選挙の経過を記載した選挙録を作成し、議長に提出しなければならない。
2. 選挙録は、選挙管理委員がこれに署名押印しなければならない。
3. 前項の選挙録のうち、議場における選挙の執行に関する選挙録については、議長及び当日議長の指名した代議員2名は、これに署名押印しなければならない。
4. 議長は、選挙録を会長に渡し、会長はこれを3年間保存しなければならない。

第 18 条（役員の選挙期日の告示）

役員選挙の期日は、その期日前 30 日までに会長は、選挙権者に知らさなければならない。

第 19 条（立候補の届出）

1. 役員候補者（以下「候補者」という）は、選挙の期日前 15 日までに文書でその旨を本会に届け出なければならない。
2. 郵便による届出は、期日前 15 日までに到着しなければならない。

第 20 条（推薦候補者の届出）

会員を候補者に推薦しようとするときは、前条に規定する期間内に、文書でその推薦の届出をすることができる。

第 21 条（立候補または推薦候補の届出の時間）

前 2 条に規定する届出は、午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
但し、土曜日の場合は12時までとする。

第 22 条（立候補の届出書または推薦候補の届出書に記載する事項等）

- 1.立候補の届出書には、候補者になろうとする者の氏名、生年月日、住所、診療所の所在地及び名称並びに略歴を記載し、かつ、候補者の立候補趣意書を添えなければならない。
- 2.推薦候補の届出書には、前項に規定する事項(立候補趣意書を除く)のほか、会員である推薦者2名以上の者が、その氏名、生年月日及び住所を記載し、かつ候補者の承諾書をそえなければならない。

第 23 条（届出書受理の通知及び掲示）

- 1.前条に規定する候補者の届出書を受けたときは、選挙管理委員会は、立候補の届出にあつては立候補者に、推薦候補にあつては推薦届出の代表者にそれぞれの旨を通知し、かつ、各選挙につき、候補者の氏名を公示板に掲示しなければならない。
- 2.前項の掲示は、選挙の当日まで掲示するものとする。

第 24 条（候補者一覧表の作成及び送付）

選挙管理委員会は、候補者一覧表を作成し選挙権者にすみやかに送付しなければならない。

第 25 条（候補者の辞退届出）

候補者であることを辞退しようとするときは、候補者または推薦者の演説開始前までに、本会に文書で届出なければならない。

第 26 条（役員選挙の時期方法等）

- 1.役員選挙は、その任期満了の年の2月の代議員会において行なう。但し、特別の事情あるときは、会長は、理事会の議決を経てその期日を変更することができる。
- 2.前項の選挙は、単記無記名投票による。

第 27 条（繰上げ当選の可否）

- 1.会長の選挙については、繰上げ当選を認めない。
- 2.監事については、予め代議員会の承認を経て、次点者を繰上げて当選者とすることができる。

第 28 条（投票によらないで、当選者を決定する場合）

候補者が定員をこえないときは、またはこえなくなったときは、代議員会の議決を経て、投票によらないで、その候補者を当選者と決定することができる。

第 29 条（候補者又は推薦者の演説等）

- 1.候補者の演説または推薦者の演説は、各3分間以内とする。
- 2.前項の演説をする者の順位は、その届出の順位による。
- 3.第 1 項の候補者1名に対する推薦演説をする者は、2名以内とする。

第 30 条（副会長、常任理事及び理事の専任）

当選会長はすみやかに役員を選任し、代議員会の承認を経て、会長が指名する。

第 31 条（代議員会の議長及び副議長の選挙）

代議員会の議長及び副議長は代議員会において選挙する。但し、選挙方法は、第 7 条に準ずる。

附則

- 1.この規定は、会則施行の日(昭和58年4月1日)から施行する。

附則

- 1.この規定は、平成5年7月17日から施行する。